

# 小松市学校給食調理等業務委託プロポーザル実施要領

令和4年7月15日

小松市教育委員会

## 1 業務名

小松市立稚松小学校外6校学校給食調理等業務委託

## 2 プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式により実施

## 3 業務内容

別添「小松市学校給食調理等業務委託仕様書」を参照

## 4 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年の長期継続契約  
(地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約)

## 5 履行場所

小松市立稚松小学校 (小松市殿町二丁目7番地)  
小松市立犬丸小学校 (小松市犬丸町甲61番地)  
小松市立串小学校 (小松市串町乙1番地1)  
小松市立矢田野小学校 (小松市下栗津町ク101番地1)  
小松市立那谷小学校 (小松市那谷町ユ54番地1)  
小松市立能美小学校 (小松市能美町ソ51番地)  
小松市立松陽中学校 (小松市大領町イ103番地)

## 6 事業予算

令和5年度～令和9年度 総額	315,925千円 (限度額)
単年度限度額	
令和5年度	63,185千円 (限度額)
令和6年度	63,185千円 (限度額)
令和7年度	63,185千円 (限度額)
令和8年度	63,185千円 (限度額)
令和9年度	63,185千円 (限度額)

予算については、消費税及び地方消費税(予算に110分の10を乗じて得た額)を含む。

本契約期間中の中途において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正によって、消費税率が改正された場合は、改正後の税率による。

## 7 提案書の提案資格

プロポーザルの参加資格要件は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 令和 4・5 年度小松市競争入札参加資格名簿（物品購入）に登録されている者であること。ただし、登録されていない者であっても、参加表明書の提出期限である 8 月 5 日（金）までに登録を行うことができる者であること。
- (3) 参加表明書等の提出時において、小松市又は他の地方自治体もしくは国から指名停止を受けていないこと。

## 8 履行に必要な要件

業務の履行に際しては、学校給食法の目的を深く理解するとともに、安全でおいしい学校給食を提供するため、次の要件のすべてを満たすこと。

- (1) 学校給食法の目的に沿い、学校給食が教育の一環であることを認識し、関係法令を遵守し、児童生徒のために安全安心でおいしい学校給食を自校方式で調理し、提供できる法人（法人格が必要）であること。
- (2) 学校給食調理業務に 2 年以上の経験を有する者を業務責任者として必ず配置できること。
- (3) 万一の事故発生に備えて、損害賠償を確実に担保できること。
- (4) 過去 5 年以内に食中毒などの事故を起こしたことがないこと。ただし、事故を起こした場合でも、事故後の対応や改善策が適正になされたことを確認できた場合を除く。
- (5) 小松市との連絡・調整が速やかに行えるよう、石川県内に、本社、支社、営業所等を有する事業者であること。もしくは、本委託開始までに小松市内に営業所等を設置できる事業者であること。

## 9 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とみなし、審査の対象から除外する。

- (1) 提出期限までに提案書類等の提出が無い場合
- (2) 提案書類等に、虚偽の記載があった場合
- (3) 委託料の見積りが、「6 事業予算」の限度額を超えている場合
- (4) その他、本要領の内容に違反する場合

## 10 プロポーザル実施要領の交付場所及び方法

このプロポーザル実施要領は、小松市ホームページの学校教育課のページ (<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/gakkoukyouiku/index.html>) からダウンロードしてください。なお、小松市教育委員会学校教育課でも配布します。

### 1 1 参加表明書の受付期間、場所及び方法

参加を希望する者は、参加表明書（様式1）を作成し、令和4年7月15日（金）から令和4年8月5日（金）午後5時25分までに、学校教育課へ持参又は郵送すること。提出期限までに必着とする。なお、郵送の場合は、事前に学校教育課へ連絡すること。

#### 【郵送の場合の送付先】

〒923-8650 小松市小馬出町9 1 番地  
小松市教育委員会学校教育課 学校給食担当

### 1 2 参加表明書提出者の提案資格確認の通知期限及び方法

参加表明書を提出された者には、令和4年8月12日（金）までに郵送にて提案資格の確認通知書を送付する。そのうち、提案資格が確認された者に対しては、提案書の提出要請を行う。

### 1 3 提案書の受付期間、場所及び方法等

提案書の提出要請があった者には、質疑・応答の方法及び現地説明会の開催等について案内する。

また、提案書については、令和4年8月31日（水）から令和4年9月7日（水）午後5時25分までに学校教育課へ持参又は郵送すること。提案書受理後審査当日の日程等について、令和4年9月14日（水）までに案内する。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留にて送付すること。

なお、受付期間内に提出又は配達されなかったものは受付しないので、特に郵送の場合は配達時間を確認のうえ、送付すること。

※現地説明会は、令和4年8月24日（水）を予定

#### 【郵送の場合の送付先】

参加表明書の送付先と同じ

### 1 4 提案書等の審査

提案書等の審査を厳正かつ公平に行うため、小松市学校給食調理等業務委託業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）による審査を行う。

#### (1) 第一次審査（書類審査）

##### ① 審査

提出された提案書等に対して書類審査を実施し、第二次審査でヒアリング等を求める事業者を選定する。

##### ② 審査結果の通知

全事業者に対して令和4年9月14日（水）までに書面により通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

① 審査

第一次審査により選定された事業者は、選考委員会において提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最も優れた提案を行った事業者を決定する。

ア 提案書についての説明（20分以内）

イ 質疑応答（10分程度）

ウ 出席者は、2名以内

② 審査基準

審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
経営理念	学校給食に対する理念について	4
業務実績	自校調理業務の実績について	16
	提供した給食の評価実績について	
実施体制	衛生的な作業工程の構築について	16
	人員配置体制について	
業務支援体制	サポート体制について	12
	調理従事者に対する研修計画と内容について	
安全・事故防止体制	安全衛生管理に関する体制について（マニュアルの整備）	36
	食中毒予防・異物混入防止対策などについて	
	食物アレルギー対応について	
補償体制	補償体制と保険金額や内容について	4
その他の提案	食育の充実について	12
	食文化の理解・学校給食への活用など	
	ローカルコンテンツ、人材の活用、社会貢献などについて	
合 計		100

③ 選定方法

ア 選考委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。

イ 上記アにより、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。

ウ 上記ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託の受託候補者として選定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において、第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

エ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとする。

オ 受託候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

#### ④ 最低基準

受託候補者の選定に当たっては、事業者の提案における各委員の評価得点の平均点が60点（満点の6割）の最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として選定しない。

#### (3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、審査参加事業者に対して、書面により通知する。

また、参加表明のあった事業者名、審査結果（選定された候補者名、審査項目、配点及び各提案者の評点）について、市のホームページで公表する。

### 1.5 情報の公表及び公開

#### (1) 基本方針

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成7年小松市条例第1号）に基づき、市政情報は原則公開としていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とて取り扱います。

#### (2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、市ホームページにおいて、適時公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とします。

### 1.6 提案書の提出

#### (1) 提案書作成要領

① 提出部数・・・10部（正本1部、副本9部）

② 様式・・・任意とする。

（ただし、各項については項目番号、項目名を見出しとして明記し、記載事項については指定枚数内でまとめること。）

※ 委託料については、（様式3）を使用して算定すること

③ 大きさ・・・製本してA4版とし、表紙（様式2）をつける。

④ ページ番号・・・各ページに一連の番号を付する。

⑤ 提出書類

項目番号 (指定枚数)	項目名	記載事項
添書 (1枚)	会社概要	・会社の沿革、組織など
1 (1枚)	経営理念	・学校給食に対する理念
2 (3枚)	業務実績	・学校給食調理業務受託実績（特に自校調理方式） R1年度～R3年度の3ヵ年 （ドライとウェット別に学校名、食数、実施期間を記入） ・提供した給食の評価実績など
3 (6枚)	実施体制（各学校毎）	
	3-(1) 作業体制	・手順及び作業工程表と作業動線図など
	3-(2) 人員配置体制	・人員構成、勤務時間数、有資格者の数、学校給食業務の経験者の数、責任者、指揮命令系統など
4 (4枚)	業務支援体制	
	4-(1) サポート体制	・調理員の感染症発症や施設設備の障害発生等の際のサポート体制など
	4-(2) 教育・研修体制	・実施方法、内容、年間計画など
5 (6枚)	安全・事故防止体制	
	5-(1) 安全衛生管理体制	・衛生管理マニュアル、異物混入防止マニュアルの作成、チェック体制など
	5-(2) 食中毒予防・異物混入防止対策	・過去5年間の食中毒等事故の有無と事故後の対応や改善策 ・その他食中毒予防・異物混入防止に向けた具体的な対応策など
	5-(3) 食物アレルギー対応	・食物アレルギー対応学校給食の実績、実施体制など
6 (1枚)	補償体制	・補償体制、保険金額、内容など
7 (4枚)	その他の提案	
	7-(1) 食育について	自由記載
	7-(2) その他の提案	自由記載
8	委託料（税込） （様式3）	・年間委託料の見積、明細書 （総額だけでなく、積算根拠を示すこと）

(2) 提案書の修正

提案書を受理した後の追加、修正等は認めない。

(3) 提案書の取扱い

- ① 提出された参加表明書及び提案書類は、本件の選考以外、提出者に無断で使用することはありません。
- ② 提出された書類は、返却いたしません。

- ③ 提出書類作成のために小松市より受領した資料は、小松市の許可なく公表、使用することは出来ません。

#### 1.7 契約の締結

契約の締結にあたっては、提案書による仕様の変更等を行う場合があるので、委託契約書、仕様書等について、受託予定者と別途協議する。

なお、契約書の締結は、令和5年4月1日とする。

令和5年4月1日の業務開始日より前の業務引継ぎなどの準備作業については、受注者の責任において準備期間とする。それまでに必要な経費の負担は、受注者負担とする。

#### 1.8 契約の解除

受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合には、発注者は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとする。なお、契約時に納付されている契約保証金又はこれに代わる担保については、損害賠償に充当する。

#### 1.9 長期継続契約に係る取り扱い

##### (1) 契約の解除

当該長期継続契約については、通常解除以外に次に該当する場合、発注者は契約を解除することができる。この場合において、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。

- ① 当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容、数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する。）

#### 2.0 様式及び事業説明資料

- (1) 様式1 参加表明書
- (2) 様式2 提案書表紙
- (3) 様式3 委託料見積書
- (4) 小松市学校給食調理等業務委託仕様書
- (5) その他資料
  - ① 学校給食調理員配置基準参考表（ガイドライン）
  - ② 学校給食調理員年額賃金等の積算参考資料（ガイドライン）
  - ③ 通勤手当額参考資料（小松市一般職の職員の給与に関する条例（通勤手当）抜粋）
  - ④ 小松市学校衛生管理マニュアル
  - ⑤ 小松市の学校における食物アレルギー対応指針（令和2年2月版）
  - ⑥ 献立表（令和4年7月分）
  - ⑦ 学校給食日誌（令和4年7月4日から7月8日分—No.2～No.6）

## 2 1 実施日程

日 時	項 目
令和4年 7月15日（金）	募集広告、市ホームページへの掲載、実施要領の配布開始
8月5日（金）	参加表明書提出期限（午後5時25分）
8月12日（金）	参加資格確認結果の通知
8月24日（水）	現地説明会開催
8月25日（木）	企画提案に関する質問受付期限（午後5時25分）
8月30日（火）	企画提案に関する質問への回答
9月7日（水）	企画提案書提出期限（午後5時25分）
9月上旬	第一次審査（書類審査）
9月14日（水）	第一次審査結果の通知
9月26日（月）	第二次審査（プレゼンテーション審査）
9月30日（金）	審査結果の通知
令和5年 4月1日（土）	委託契約締結・委託業務開始

### 【問い合わせ先】

小松市教育委員会学校教育課 学校給食担当  
〒923-8650 小松市小馬出町9 1 番地  
TEL 0761-24-8122  
FAX 0761-23-3563  
E-mail: gakkou@city.komatsu.lg.jp